

2014 年 12 月 1 日
株式会社 千葉興業銀行

法人向けインターネット・バンキングの被害補償の開始について

当行では、平成 26 年 7 月 17 日に公表された全国銀行協会による「法人向けインターネット・バンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する補償の考え方」（以下、「全銀協の考え方」）を踏まえ、当行の法人インターネット・バンキングサービスである「ちば興銀コスモスWEB」における預金等の不正な払戻し被害に遭われた場合に、当該被害について補償を開始いたします。

1. 補償開始日 平成 26 年 12 月 1 日（月）

2. 対象となるお客さま

ちば興銀コスモスWEBをご契約のお客さま

※ご利用中の契約は自動的に補償対象となりますので、申込等は不要です。

3. 補償金額

1 契約につき 年間上限 1, 0 0 0 万円

4. 補償の内容

不正な払戻しについて、以下のすべてに該当する場合、当行は取引にかかる損害（取引金額）の額に相当する金額の補償を行います。

- ①パスワード等の盗難が発生してから、速やかに当行への通知がおこなわれていること。
- ②当行の調査に対し、お客さまより十分な説明が行われていること。
- ③当行に対し、パスワード等の盗難に関する資料を提示し、警察署への被害事実等の事情説明に協力していただけること。

具体的な補償内容につきましては、被害の状況、お客さまのセキュリティの対策状況等により、個別に検討させていただきます。

5. 補償を行わない主な場合

以下のような場合には、補償を受けることはできません。

- （1）お客さまの故意もしくは重大な過失または法令違反があった場合。
- （2）お客さま並びにその同居の親族および別居の未婚の子、同居人、留守人または使用人が

自ら行いまたは加担した場合。

(3) お客さまが被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。

(4) お客さまが当行が指定するセキュリティ対策(※)を実施していない場合。

※電子証明書のインストールおよび当行が提供するセキュリティ対策ソフト以上の性能を有するソフトのインストール。

(5) ウイルス対策ソフトが導入されていない情報機器からＩＤナンバー等が流出した場合。

なお、以下の「6. お客さまに実施いただきたいセキュリティ対策」を実施していない場合、補償を減額または補償を行わない場合がございます。

また、今後、補償の条件等につきまして変更があった場合には、当行ホームページでお知らせいたします。

6. お客さまに実施いただきたいセキュリティ対策

「全銀協の考え方」に基づき、お客さまには、以下のセキュリティ対策の実施をお願いいたします。

①銀行が導入しているセキュリティ対策の実施。

②インターネット・バンキングに使用するパソコンに関し、基本ソフト(ＯＳ)やウェブブラウザ等、

インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新していただくこと。

③パソコンにインストールされている各種ソフトウェアで、メーカーのサポート期限が経過した基本ソフトやウェブブラウザ等の使用を止めていただくこと。

④パソコンにセキュリティ対策ソフトを導入するとともに、最新の状態に更新したうえで、稼動していただくこと。

⑤インターネット・バンキングに係るパスワードを定期的に変更していただくこと。

⑥銀行が指定した正規の手順以外での電子証明書の利用は止めていただくこと。

7. お客さまに推奨するセキュリティ対策

ちば興銀コスモスWEBの不正利用防止ため、以下のセキュリティ対策を推奨いたします。

①パソコンの利用目的として、インターネット接続時の利用はインターネット・バンキングに限定していただくこと。

②パソコンや無線LANのルータ等について、未利用時は可能な限り電源を切断していただくこと。

③取引の申請者と承認者とで異なるパソコンを利用していただくこと。

④振込・払戻し等の限度額を必要な範囲内でできるだけ低く設定していただくこと。

⑤不審なログイン履歴や身に覚えがない取引履歴、取引通知メールがないかを定期的に確認して

いただくこと。

8. なお、本補償の開始にともないまして「ちば興銀コスモス WEB 預金被害補償規程」を制定いたしましたので、あわせてご覧ください。

＜お問い合わせ先：EB サービスセンター＞

フリーダイヤル 0120-122-606

携帯電話の場合 043-244-7682

受付時間 平日 9:00～18:00（銀行休業日は除きます）

以上

「ちば興銀コスモスWEB預金被害補償規程」

この補償規程は、「ちば興銀コスモスWEB」をご利用いただいているお客様を対象に、パスワード等（ログインID、ログインパスワード、確認用パスワード、振込振替暗証番号、確認暗証番号等）の不正利用により預金等に被害が発生した場合、預金者の皆様に対する補償について定めるものです。

当行は、補償にあたり各種調査を実施させていただく場合がございます。調査を実施する際はご協力をお願い申し上げます。なお、各種調査にご協力いただけない場合は、補償を受けることはできません。

また、お客様の「故意」、「重大な過失」がある場合も補償を受けられません。なお「過失（重大な過失を除く）」がある場合等には、補償額が減額される可能性もございます。

日頃からパスワード等の管理を厳重に行っていただくほか、当行がウェブサイト等で注意喚起している事項を遵守いただきますようお願い申し上げます。

1. この規程は、「ちば興銀コスモスWEB」をご利用いただいているお客様の取引に適用されます。
2. 盗取されたパスワード等を用いて行われた不正な取引については、次の各号すべてに該当する場合、預金者は当行に対して、当該取引にかかる損害（取引金額）の額に相当する金額の補填を請求することができます。
 - （1）パスワード等の盗難に気付いてから、速やかに当行への通知がおこなわれていること。
 - （2）当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること。
 - （3）当行に対し、パスワード等が盗取されたことが推測される事実を確認できる資料を提示し、警察署への被害事実等の事情説明に協力していただけること。
3. 前項の請求がなされた場合、当行への通知が行われた日の30日前の日以降になされた損害の額を限度として補償するものとします。
4. 次のような場合には、この補償規程に基づいて補償を受けることはできません。
 - （1）預金者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反があった場合。
 - （2）預金者本人並びにその同居の親族および別居の未婚の子、同居人、留守人または使用人が自ら行いまたは加担した場合。
 - （3）預金者が担保等のために他人にIDナンバー等の管理を委ね、その間にIDナンバー等が流出した場合。
 - （4）預金者が被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。
 - （5）当行が指定するセキュリティ対策(※)を実施していない場合。
※電子証明書のインストールおよび当行が提供するセキュリティ対策ソフト以上の性能を有するソフトのインストール。
 - （6）預金者又はその代理人の故意又は重大な過失によって、ダイレクトバンキングの安全対策の効力を弱める行為を行った場合。
 - （7）ウイルス対策ソフトが導入されていない情報機器からIDナンバー等が流出した場合。
 - （8）地震もしくは噴火またはこれらによる津波、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたは付随して行われた場合。※上記は主な例です。補償の可否については、被害に遭われた状況等を踏まえ、個別の事案毎に検討させていただきます。
5. お客様に「過失（重大な過失を除く）」があった場合には、補償額を減額できるものとします。
6. 当行が、この補償規程に基づいて補償金をお支払する場合、当行から損害保険会社に当行が有する預金者に関する情報を提供することがありますので、あらかじめご了承ください。
7. 当行が補償金をお支払した場合には、当該補償金額の限度において、不正取引を行った者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権、不当利得返還請求権を取得するものとします。

（平成26年12月1日制定）